

## 資料編

都市計画マスタープラン改定の目的や  
改定の経過、用語解説など





# 1. 中野区都市計画マスタープラン改定の目的と視点

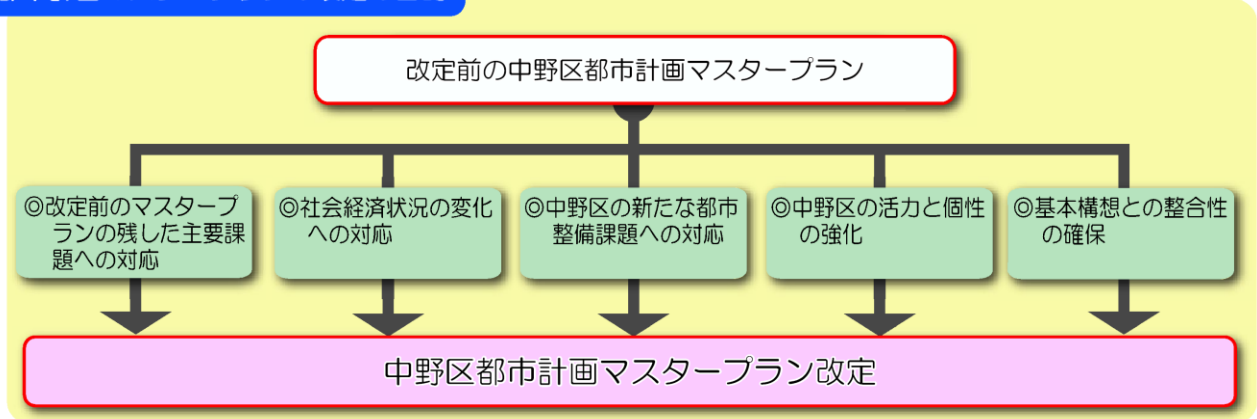
## 1-1. 都市計画マスタープラン改定の目的

改定前の中野区都市計画マスタープランは、平成12年3月に策定され、その後約9年が経過しましたが、以下に掲げる事項に対応するため、改定が必要となっており、今回改定を加えるものです。

### 《改定の目的》

- 改定前のマスタープランの残した主要課題への対応
- 社会経済状況の変化への対応
- 中野区の新たな都市整備課題への対応
- 中野区の個性の強化
- 基本構想などとの整合性の確保

### 都市計画マスタープランの改定の目的



### (1) 改定前のマスタープランの残した主要課題への対応

改定前の都市計画マスタープランは、中野区のめざす将来像を「誰もが安全で快適に暮らせる住宅都市」と位置づけ都市づくりをすすめてきました。現時点で都市計画マスタープランの達成状況を見てみると、都市整備面において大きく次のような課題が残されており、それらについて今後、より一層の推進が必要です。そのため、都市計画マスタープランにおいて改定前の内容以上に方向づけを強化する必要があります。

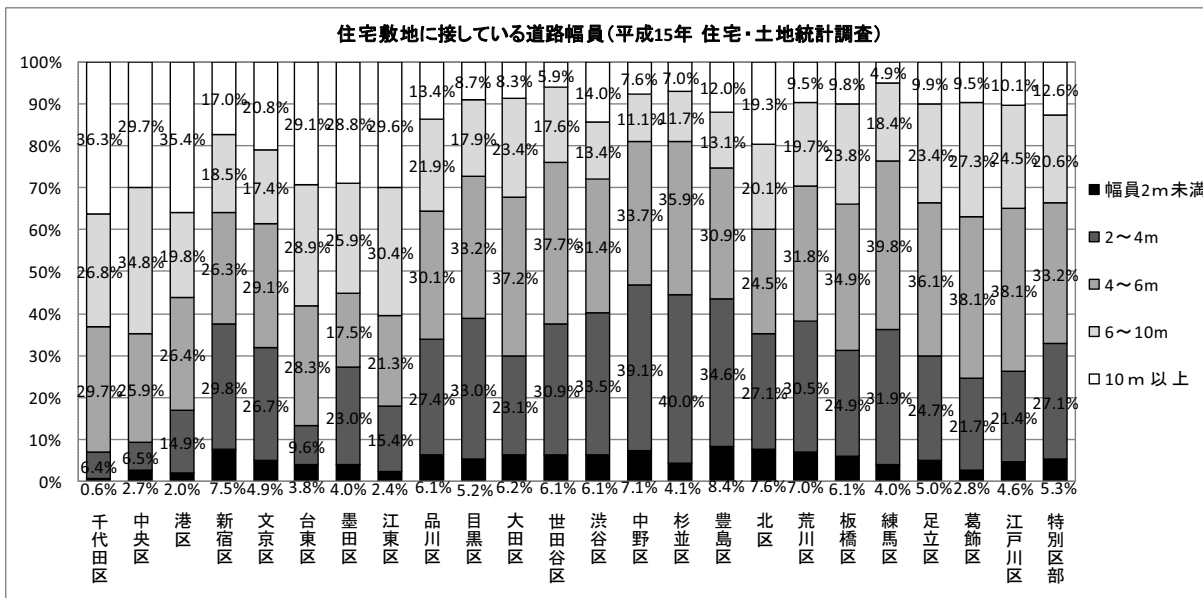
#### ① 災害に対する安全性の確保

中野のまちは、木造住宅が密集し、狭あい道路も多く、震災時の大規模な火災の発生などの危険性が高いことから、改定前の都市計画マスタープランにおいてまちづくりの目標の一つとして「火災や地震、都市型水害などの災害に強いまち」を掲げ、「防災まちづくり」に取り組むこととしましたが、狭あい道路の拡幅整備はさほどすま

ず、木造密集市街地における震災・火災に対する脆弱性は残っています。木造住宅密集市街地の整備は、東京都の戦略的課題にも位置づけられています（平成14年3月東京都都市計画審議会答申）。

また、中野のまちには、大雨に見舞われると河川の洪水や内水氾濫などにより水害が発生しやすい地域がありますが、その危険性はまだ小さくなっていません。

区民の生命・財産の安全確保は、都市づくりの根幹をなすものであり、都市計画マスタープラン改定にあたってこれまで以上に中野のまちの安全性の改善に向けた方向づけを強める必要があります。具体的には、街区再編まちづくりの推進、地区における防災まちづくりの支援、河川改修・調節池や雨水流出抑制対策などについて強化する必要があります。

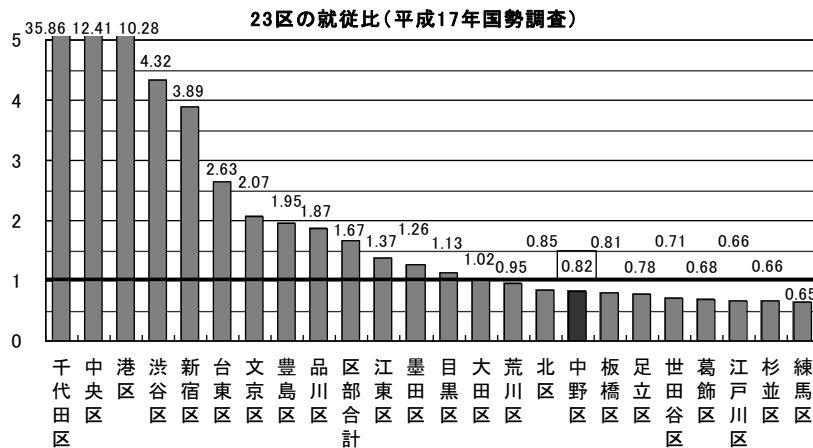
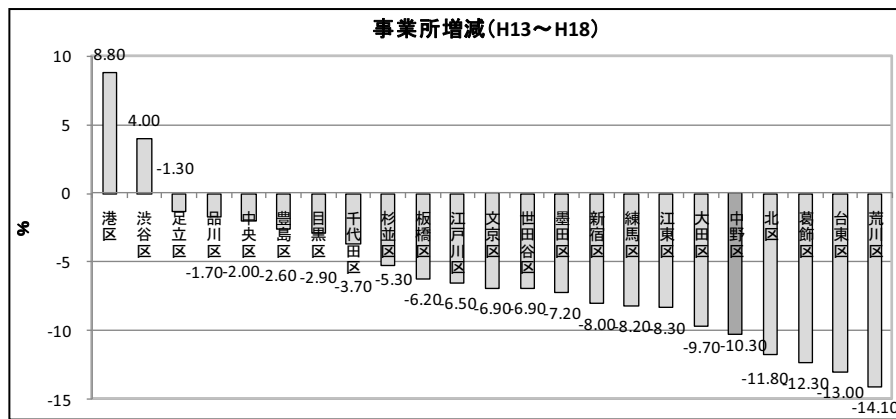
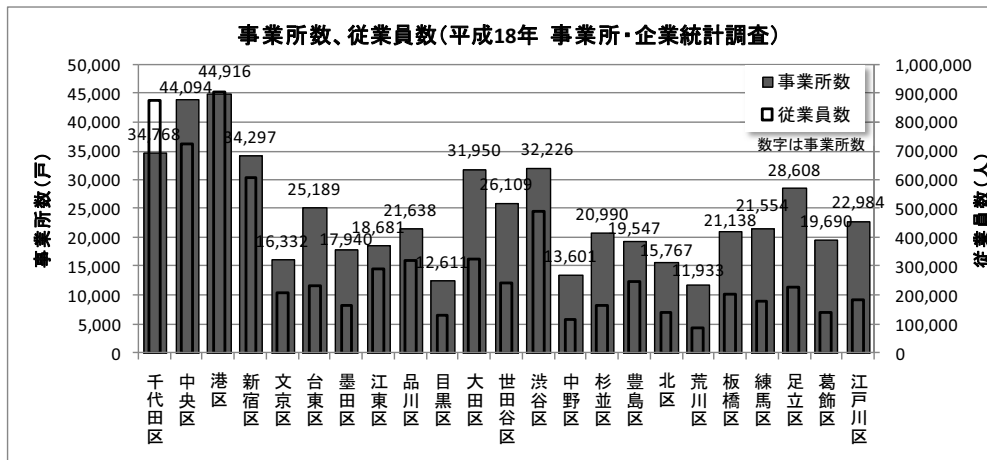


## ② まちの活力の向上

改定前の都市計画マスタープランでは「新宿副都心に隣接するなど中野の立地を活かした就業の場づくり」を課題と捉え、「区民の暮らしを支える身近な商店街や住宅地と調和した産業が活気にあふれ、人々が集い、交流し、魅力あるにぎわいのあるまち」をまちづくりの目標の一つに掲げましたが、現状では区内の商業や産業活動は停滞傾向にあり、区内で働く就業者数も減少するなど、その集積、活性化はあまりすすんでいません。また、「JR中央線駅や幹線道路沿道などの商業・業務地に拠点集約化を図る」と方向づけていましたが、それらの拠点形成はまだ充分ではありません。

また、20～30歳代が区民の約4割を占めるのが中野区の大きな特色ですが、その若者層がまちに出て互いに交流する場もあまりないのが現状です。さらに都市文化の創造については都市計画マスタープランに全くふれていません。

今後、中野のまちの活力を高めるために、中野駅周辺まちづくりや西武新宿線沿線まちづくりなどを通じて商業・業務機能などの強化、産業活性化に向けた取り組みを一層推進する必要があります。



※就従比:「常住地による就業者」に対する「従業員地による就業者」の割合(従業員数÷常住就業者数)です。1.0を下回るのは、区外から区内に働きに来る人よりも区外に働きに出る人が多いことを意味します。就従比が高いほど「職」機能の求心力・拠点性が高いことを意味します。

### ③ まちづくりに向けての合意形成の促進

「都市計画マスタープランを基本的な方針として、区民による主体的な取り組みにより、地域のまちづくりの機運が盛り上がり、協議・協働のまちづくりが活発化すること」をめざすとし、「区民主体のまちづくりとして、区民による地域ルールづくりをすすめ、実践する」としていました。

具体的なまちづくり事業の推進やルールづくりに向けた現在までの取り組み状況は、必ずしも活発とは言えないことから、まちづくりを実践するために、今後、都市計画事業の実施や地区計画の決定、地域地区変更、共同化の実施などの前提となる区民・土地所有者等・事業者・行政などの中での合意形成を促進する必要があります。

そういった合意形成を円滑にすすめるため、まちづくりの実践を区内で広げていくためには、より身近な地区を単位としたまちづくりを推進・支援することが必要です。

## (2) 社会経済状況の変化への対応

### ① 地球環境問題の深刻化への対応

地球温暖化、ヒートアイランド現象など地球環境問題が深刻化しており、省資源、環境負荷低減、資源循環の推進が全地球的な緊急を要する課題となっており、中野区としても積極的に取り組む必要があります。

そのため、地球環境に配慮した都市づくりを新たに都市計画マスタープランに位置づけ、実践する必要があります。

### ② 少子・高齢化の進展への対応

わが国の少子・高齢化は急激な勢いで進展しています。中野区における高齢者の人口割合は、現状では23区の中でも比較的低いほうですが、今後高齢者が多くなることが予想されるため、高齢者が健康に住み続けることができる都市づくりをより一層推進する必要があります。

その一方で、中野区で多くの割合を占める単身若者層は、所帯を持つと区外に転出する傾向が顕著で、15歳以下の年齢層の人口割合は現状でも23区平均を下回っています。このままでいくと、少子化の進行とあいまって、中野区に住む子どもがますます少なくなることが懸念されます。子どもはまちににぎわい・若々しさをもたらすとともに、次代を担う貴重な人材となりますので、子育て層が住みやすく、まちに子どもたちの歓声がこだまする都市づくりを推進する必要があります。

### ③ 都市計画に関連する法制度改正への対応

都市計画法においては、平成14年の改正により都市計画の提案制度が創設され、区民などから都市計画を提案することが可能になりました。また、景観法、バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）などの新たな法律が制定されており、それらの活用を図るため、新たな法制度に対応できるように都市計画マスタープランを見直す必要があります。

## (3) 中野区の新たな都市整備課題への対応

次に示すような、以前の都市計画マスタープランでは想定していなかった新たな都市整備課題が発生してきたことから、それらに対応できるように見直す必要があります。

### ① 中野駅周辺まちづくりへの対応

警察大学校等跡地（面積約15ha）における中野の顔となるまちづくりをはじめとして、中野駅地区や中野駅南口地区を含めた中野駅周辺において、にぎわいと環境の調和したまちづくりへの取り組みを始めているところです。

それらの新たな動きを踏まえた都市計画マスタープランとする必要があります。

### ② 西武新宿線の連続立体交差化及び沿線まちづくりへの対応

平成20年5月に西武新宿線の中井駅～野方駅間について国土交通省が連続立体交差事業新規着工準備箇所として採択し、さらに、平成20年6月に東京都が連続立体交差事業の新規着工準備採択要望に向けた検討を行う事業候補区間の一つに野方駅～井荻駅間を位置づけました。これにより、中野区内における西武新宿線の立体化が具体的に動き出すことになりました。

改定前の都市計画マスタープランでは「西武新宿線の踏み切りによる渋滞を緩和するため、急行線地下化の早期実現を鉄道事業者などに要請する」と方向づけていたため、新たな動きと整合するように改める必要があるとともに、鉄道立体化にあわせて駅周辺の交通結節機能強化など沿線まちづくりを推進する必要があります、その方針を新たに盛り込む必要があります。

### ③ 国家公務員宿舎・小中学校などの跡地活用の推進

中野区内に多く存在する国家公務員宿舎や国の機関などのいくつかは、移転・廃止が予定されており、中には大規模な用地もあり、それらの跡地の利用は中野区の都市づくりに対して大きな影響を及ぼすことから、適切な土地利用の誘導を図る必要があります。

また、児童・生徒の減少を受けてすすめている区立小中学校の再編に伴い、今後もしくつかの小中学校が閉校となることから、その跡地の有効利用を行うことが必要となります。

したがって、これらの大規模な用地の適切な土地利用の方針について、新たに都市計画マスタープランに方向づける必要があります。

## （4）中野区の個性の強化

人々の居住地選定や企業・事業所の立地選定にあたって選択の自由度が高まり、都市間競争の激化する中であって、人や企業に気に入られて人が住み続けることができ企業が定着することができることにより、健全な都市経営を継続するために、中野らしさ・個性、他にはない中野ならではのブランドを強化・育成することが必要です。そのことを通じて、安全快適な居住機能に加えて、多様な都市機能・都市活動が集積し活力に満ちて展開する都市を実現することが可能になります。

## (5) 基本構想などとの整合性の確保

都市計画マスタープランは、“区の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し定める”ことになっていますが、改定前の都市計画マスタープランの策定（平成12年）後、新しい「中野区基本構想」が平成17年3月に制定され、また、東京都が定める「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）が平成16年4月に策定されたため、これらの新しい計画に整合するように見直す必要があります。

「中野区基本構想」は、中野のまちの基本理念として『生かされる個性、発揮される力』を、中野のまちの将来像として『多彩なまちの魅力と支えあう区民の力』のあるまちをそれぞれ掲げ、都市整備に関わる領域の方向として『持続可能な活力あるまちづくり』を位置づけています。また、「東京都都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は都市づくりの理念として、「都市活力の維持・発展」、「持続的発展」、「都市文化の創造・発信」、「安全で健康」などを位置づけています。

都市計画マスタープランはそれらと整合を図る必要があります。

## 1-2. 都市計画マスタープラン改定の基本的視点

中野区都市計画マスタープランの改定にあたっては、**改定前の都市計画マスタープランを基本としつつ**、その上で前記の改定目的や現在のまちづくりの進捗状況、新しい社会経済状況などを踏まえ、**次の視点から必要な改定を加える**ものとします。

### (1) 住みよい魅力あふれるまちづくり

- 区民がより住みよい、人々がより働きやすい、そして中野区で暮らしたい、働きたいと思われるまちを実現する視点を重視します。
- そのためには、中野区のまちの有する「弱み・問題点」を改善するとともに、有する「強み・優れた特性」を伸ばすことが重要です。また、中野区固有の資源を活かし個性を強めて地域に根ざしたまちの魅力を発信することが必要です。それらを通じて、住む上でも働く上でも魅力に満ちた、人・企業を惹き付けることができるまちをつくります。

中野区のまちの主な「強み・優れた特性」	中野区のまちの主な「弱み・問題点」
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高い公共交通の利便性</li><li>・ 住みやすさ、生活を支える機能・サービス充実及び都心近接性</li><li>・ 若者層の居住（20～30歳代が約4割）と若者文化</li><li>・ 庶民性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害に対する危険性</li><li>・ 木造住宅密集市街地、狭あい道路の存在</li><li>・ 西武新宿線による交通遮断</li><li>・ 都市計画道路の整備の立ち遅れ</li><li>・ 子育て層の転出</li></ul>



## (2) 多様な都市機能・都市活動が集積する活力あるまちづくり

- 産・学・遊・住などの多様な都市機能が集積し、土地所有者や区民、町会・自治会、企業、訪れる人などによる様々な都市活動が活発に展開される、そしてそれらを通じて、活力に満ちた都市を実現する視点を重視します。
- 中野区は、住宅系の土地利用を中心とする都市としてこれまで発展してきましたが、それと同時に、多くの人働き学び、多くの人訪れ、区内で多くのビジネス活動が展開されています。今後は、それらの多様な都市機能・都市活動が互いに共存しながら一層生き生きと展開されるまちとすることが必要です。それらを通じて、住みやすく働きやすい、区民活力・都市活力にあふれたまちをつくります。

## (3) にぎわい・やすらぎ・地球環境配慮が調和した持続可能なまちづくり

- 楽しさと出会い・交流にあふれ、経済活動が活発で、活気とにぎわいに満ち、また、暮らしのうるおい・やすらぎに満ちたまちであるとともに、地球環境への配慮・脱温暖化・環境負荷低減の取り組みとが調和する、そしてそれらを通じて、持続可能な都市を実現する視点を重視します。

## 2. 中野区都市計画マスタープラン改定の経過

### 2-1. 改定のすすめ方

本都市計画マスタープランは、平成12年3月に策定した改定前のマスタープランに対して1回目の改定を行ったものですが、改定を以下のとおりすすめました。

#### (1) 中野区自治基本条例にもとづく区民参加・意見反映

中野区自治基本条例（平成17年3月制定）にもとづいて、意見交換会、個別意見提出、パブリック・コメント手続による区民参加のもとに改定をすすめました。

意見交換会は、3回の時期に分け延べ30会場で実施して区民の意見を伺い、合わせて意見提出用紙などにより区民・団体から個別に意見をいただき、それらの反映を図りました。

##### ○意見交換会の実施状況

延べ参加者数	290人	
実施状況	延べ30会場で 開催	第1回 6会場 119人（平成20年7～8月） 第2回 17会場 116人（平成20年10～11月） 第3回 7会場 55人（平成21年1～2月）

##### ○意見提出用紙などを通じて寄せられた区民意見の状況

延べ意見数	274件	意見提出用紙	201件
		メール・FAXなど	73件

##### ○各種団体などとの意見交換会の実施状況

延べ参加者数	延べ16団体104人
対象：東京商工会議所中野支部、中野区商店街連合会、まちづくり支援情報コーナー登録団体	

#### (2) 専門協力員（学識経験者）による助言

中野区都市計画マスタープランの改定に関して、専門的知見を有する学識経験者から有益な助言を得るため、下記の8名の学識経験者を専門協力員として委嘱しました。

専門協力員には、個別に意見を伺う機会を持つとともに、3回にわたり合同会議を開催して、それぞれの専門的見地から、中野区都市計画マスタープランの改定に関して幅広く助言・アドバイスをいただき、それらを改定に反映しました。

##### ○専門協力員合同会議の実施状況

	日程	主要議題
第1回	平成20年 6月19日	・都市計画マスタープランの論点について
第2回	平成20年 9月12日	・都市計画マスタープラン素案（骨子）について
第3回	平成21年 1月 8日	・都市計画マスタープラン素案について

## ○専門協力員名簿

(敬称略 50音順)

氏名	所属・役職	主な専門領域
きみしま たけつぐ 君嶋 武胤	財団法人 川崎市産業振興財団 理事長 専修大学大学院経済学研究科 客員教授	都市産業 都市計画
さどはら さとる 佐土原 聡	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授	環境 防災 エネルギー
たしろ よりたか 田代 順孝	千葉大学園芸学部 教授 ※ 中野区都市計画審議会 委員	都市計画 都市緑地
なかい のりひろ 中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授	都市計画 土地利用
なかい ゆう 中井 祐	東京大学大学院工学系研究科 准教授	都市景観
ふじいたきこ 藤井多希子	中野区政策研究機構 上席研究員 慶應義塾大学政策・メディア研究科 特別研究講師	人口 コミュニティ
まつもと のぶこ 松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部 教授 ※ 中野区住宅政策審議会 委員 ※ 中野区都市計画審議会 委員	住宅 住環境
やじま たかし 矢島 隆	日本大学 客員教授 ※ 中野区都市計画審議会 会長	都市計画 都市整備

(所属・役職は平成21年3月現在)

## (3) 都市計画審議会・区議会への随時報告

中野区都市計画審議会、中野区議会（建設委員会）に対して、都市計画マスタープランの改定について随時報告し意見をもらい、改定に反映を図りました。

なお、平成20年度第五回中野区都市計画審議会（平成20年11月21日）は、都市計画マスタープラン改定素案について都市計画審議会委員から意見をもらうことだけを目的として開催したものです。

## 2-2. 改定の経過

中野区都市計画マスタープランの改定までの主な経過は、以下のとおりです。

平成20年

- 5月 8日 中野区都市計画マスタープラン改定基本方針策定
- 5月12日 区議会（建設委員会）報告
- 5月22日 都市計画マスタープラン改定の基本的な考え方策定
- 5月22日 中野区都市計画マスタープラン改定に係る専門協力員委嘱
- 6月11日 区議会第二回定例会（建設委員会）報告
- 6月19日 第1回専門協力員合同会議
- 7月16日 区議会（建設委員会）報告
- 7月23日 平成20年度第二回中野区都市計画審議会 報告
- 7月24日～8月7日 第一回意見交換会（6会場）  
「都市計画マスタープラン改定に向けた基本的な考え方について」
- 9月 5日 区議会（建設委員会）報告
- 9月12日 第2回専門協力員合同会議
- 9月17日 平成20年度第三回中野区都市計画審議会 報告
- 10月17日 区議会第三回定例会（建設委員会）報告
- 10月27日～11月24日 第二回意見交換会（17会場）  
「地域別まちづくり方針などについて」
- 11月14日 区議会（建設委員会）報告
- 11月21日 平成20年度第五回中野区都市計画審議会 報告
- 12月 3日 区議会第四回定例会（建設委員会）報告
- 12月12日 平成20年度第六回中野区都市計画審議会 報告
- 12月26日 都市計画マスタープラン改定素案策定・ホームページなどに公表

平成21年

- 1月 8日 第3回専門協力員合同会議
- 1月23日 区議会（建設委員会）報告
- 1月23日～2月1日 第三回意見交換会（7会場）  
「都市計画マスタープラン改定素案などについて」
- 2月 9日 区議会（建設委員会）報告
- 2月12日 平成20年度第七回中野区都市計画審議会 報告
- 3月13日 区議会第一回定例会（建設委員会）報告
- 3月20日 区報特別号（都市計画マスタープラン改定案概要について）発行
- 3月24日 都市計画マスタープラン改定案策定
- 3月25日～4月15日 パブリック・コメント手続
- 4月28日 中野区都市計画マスタープラン策定

## 3. 用語解説

### あ

#### ◆ICT

情報処理や通信に関する技術のこと。ITとほぼ同義だが、国際的にはICTが広く使われる。ICT産業（情報通信産業）とは、情報通信業、情報通信関連製造業、情報通信関連サービス業、情報通信関連建設業などからなる産業を指す。

#### ◆新しい中野をつくる10か年計画

「中野区基本構想」に掲げる「基本理念」、「中野のまちの将来像」及び「10年後に実現するまちの姿」を受けて、これを実現するために策定した基本計画。

#### ◆雨水流出抑制対策

雨水を雨水浸透ますや地下貯留槽などにより敷地内に浸透・貯留させ、洪水の発生を防止する総合的な治水対策の一つ。

#### ◆NPO

福祉や環境、まちづくり、国際協力などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組む非営利目的の組織。狭義には「特定非営利活動促進法」（平成10年施行）に基づき認証を受けた法人を指す。

#### ◆延焼遮断帯

道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設とその沿道の不燃建築物を組み合わせることにより、火災時の延焼拡大を遮断する連続した帯状の不燃空間。東京都が定めた「防災都市づくり推進計画（基本計画）」において、防災上の重要度から、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯が位置づけられている。

#### ◆沿道地区計画

道路交通騒音の軽減と、適性かつ合理的な土地利用の促進を図ることを目的として、沿道整備道路に接続する地区で一体的かつ総合的に市街地整備をすることが適切である区域について、都市計画法にもとづき区市町村が定める計画。

中野区内では「中野区環七沿道地区計画」が定められている。

#### ◆オープンスペース

道路、公園・緑地、河川、民有地に設けられた出入り自由な広場など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。広義には、立ち入りは制限されるが私有の庭園や公共施設など、開放的で大規模な空間も含まれる。

#### ◆屋上緑化

通常は未利用空間となる建築物の屋根や屋上を活用し、植物を植え緑化すること。建築物の断熱性や景観の向上、雨水の保水力の増大などの効果があり、緑地が少ない都市部において緑化を推進することができる。

#### ◆オンデマンド交通

利用者が予約して利用する公共交通機関。代表的なものとしてオンデマンドバス（利用者の予約に応じて路線を変えるなど、予約に対応した自由度の高い運行をするバス）がある。公共交通機関の利用者が少ない地域において、効率的な公共交通機関の運営が可能で、自動車を利用できない高齢者や子どもなどの移動手段として期待される。

## か

### ◆街区再編まちづくり

狭あい道路が多く無接道の敷地を含む木造住宅密集市街地などの、個別建て替えて市街地環境の改善が困難な地区などにおいて、敷地・街区形状を再編しながら、建物の共同建て替えなどにより土地利用の高度化、建物の不燃化を図り、それらを通じて道路・公園などの公共用地やオープンスペースの確保などを図るまちづくり。

### ◆開発ポテンシャル

ポテンシャルとは「可能性」「潜在性」と訳されるもので、開発ポテンシャルとは今後の開発の可能性、もしくは潜在的な開発の需要を意味する。

### ◆風の道

広幅員の道路や河川など連続したオープンスペースを確保することにより、郊外や海から都市内に吹き込む風の通り道をつくり、都市部の気温の上昇、ヒートアイランド現象を抑えようという手法のこと。

### ◆河川管理用通路

河川の維持管理や水防活動などのために、堤防や河岸に設けられる河川管理施設。特別な事情がある場合を除き、両岸に設置することが義務付けられている。

### ◆幹線道路

全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。

### ◆神田川景観基本軸

東京都は、「東京都景観条例」（平成9年東京都条例第89号）にもとづく景観計画において、東京全体から見て景観の骨格となる地域を「景観基本軸」として指定し、重点的に景観づくりをすすめている。神田川景観基本軸もその一つで、神田川及び神田川の両側から30mの区域並びに日本橋川が指定され、景観形成の方針として「水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成」、「緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出」、「歴史的・文化的景観資源を生かした景観の形成」、「神田川と川沿いの地域が調和した街並み景観の形成」が挙げられている。

### ◆狭あい道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員4m未満の道路を指す場合が多い。建築基準法により、沿道で建物を建て替える場合、道路中心線から2m後退して建てる必要があるとなっている。

### ◆共同化・協調建て替え

複数の土地所有者等（土地所有者、借地権者、建物所有者など）が共同して複数の敷地を統合し1つの建物に建て替えることを「共同化建て替え」といい、狭小敷地や無接道敷地を解消し、土地の有効利用を図るうえで有効な手法である。

また、隣接する複数の敷地で建物は個々に建築するが、その際に壁面や通路の位置、外壁の色・形状などのデザインを統一したり、敷地利用を一体化して相互に利用できる空間をつくったりする建て替えを「協調建て替え」という。

### ◆居住水準

国の住宅建設五か年計画の中で、良好な居住環境のもとで安定した生活を営むための、

居室、設備、住宅の環境、世帯人員別住宅規模を中心とした基準を定めたもの。第八期住宅建設五箇年計画（平成13年～17年度）が最終の計画となっている。誘導居住水準（＝住宅ストックの質の向上を誘導する上での指針）と最低居住水準（＝健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準）が位置づけられている。現在は、平成18年6月に制定された「住生活基本法」にもとづく「住生活基本計画（全国計画）」において新たに位置づけられた「居住面積水準（誘導・最低）」に受け継がれている。

#### ◆区画道路

都市における道路のうち、地区住民の日常生活のために利用される道路。交通量も少ないのが常で、線形、幅員ともに周囲の土地利用の状況により定められ、幹線道路などと接続して個々の宅地間の交通に対してサービスする道路。

本都市計画マスタープランでは、区画道路と、これより若干幅員が広く、区画道路からの交通を集約して幹線道路などに連絡し、地域内の集散交通を円滑に処理するための主要区画道路とを合わせて、「生活道路」と呼んでいる。

#### ◆クリエイティブ産業

知的財産を活用する産業全般を包含する英国発の概念。英国政府の定義によると、対象分野は広告、建築、芸術及びアンティーク、伝統工芸、デザイン、ファッション、映画・ビデオ・写真、ソフトウェア・ゲーム・電子出版、音楽・パフォーミングアート、出版、テレビ・ラジオとされている。

#### ◆景観法

都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域・景観協定・景観地区などにおける良好な景観の形成のための誘導・規制、景観整備に対する支援などの施策を位置づけている、平成16年年6月に公布されたわが国初めての景観についての総合的な法律。

#### ◆軽可搬消化ポンプ

移動が容易な小型の消防ポンプ。事業所や地域ごとの自衛消防隊などによる、初期消火活動に適している。

#### ◆京葉線の中央線方面延伸新設路線

平成12年運輸政策審議会答申第18号「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画について」の整備計画において、JR京葉線東京駅から新宿・三鷹駅経由で中央線方面に延伸する路線の新設が、「2015年までに整備主体の見通しなどの鉄道整備に係る熟度、投資能力などの面で解決すべき基本的な課題があり、現時点で開業時期は特定できないが、少なくとも目標年次までに整備着手することが適当である路線」とされている。

#### ◆ゲリラ豪雨

予測が困難な局地的かつ短時間の集中豪雨。近年、発生頻度が増加しており、地球温暖化が要因の一つとして考えられている。

#### ◆建築協定

住宅地としての環境や、あるいは商店街としての利便を維持増進するために、土地所

有者等がその全員の合意によって、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備などに関して法律にもとづく制限よりも厳しい基準を協定として設けて、特定行政庁（区長）が認可する、地区のルールづくりの一つの手法。建築基準法第69号～第77条に規定されている。中野区では現在、建築協定は締結されていない。

#### ◆広域避難場所

大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災などにおいて、住民が避難するために「東京都震災予防条例」にもとづき、都が指定した場所で、一定の広さ、緑などによる輻射熱（火災により放射される熱）の遮断などの条件があり、周辺の建物の不燃化も求められる。

#### ◆公開空地

広義にはオープンスペースと同様であるが、狭義には建築基準法第59条の2に規定された総合設計による建築物の敷地内の空地などのうち、一般に公開され、歩行者が日常、自由に通行または利用することができる部分をいう。

#### ◆高規格道路

広域的な自動車交通を大量かつ円滑に処理するための道路のこと。想定する交通量、自動車の走行速度が高いため道路の幅員が広いうえ、交差点は少なく道路の線形は滑らかになっている。首都高速道路は高規格道路に分類される。

#### ◆交通結節機能

公共交通機関（鉄道、バス、タクシー）や自動車など、交通機関相互の円滑な乗り換えを確保することにより、交通体系全体の利便性を向上する機能。

#### ◆交通ネットワーク

歩道や自転車道から幹線道路までの道路網や、鉄道網、バス交通網など、各種交通機関が迂回可能な網目状の経路で結びついている交通網全体を意味する。

#### ◆コミュニティビジネス

地域の抱える課題（例：少子・高齢化対策、地域産業の活性化など）を、地域住民などが主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ解決していく、ひとつの事業活動。地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するもの。経営形態は、株式会社、NPO法人、協同組合などさまざまである。

#### ◆コンコース

駅の中の大通路、中心的な通路。

#### ◆コンテンツ産業

文書・音声・映像・ゲームソフトなどの情報の内容に関する産業のこと。「コンテンツ」とは、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するものをいう（「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」第2条より）。



## ま

### ◆再開発事業(市街地再開発事業)

都市再開発法にもとづき、低層の木造建築物などが密集し災害の危険性の高い地区など、市街地内の都市機能が低下している地区などにおいて、建物及び敷地の整備並びに道路、公園などの公共施設の整備などを行うことにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

### ◆住商併用建物

建物の低層階を商業・業務施設、中・高層階を住宅としている建物。もしくは、1階を店舗、2階以上を住居としてしている建物。

### ◆重点整備地域

東京都の策定した「防災都市づくり推進計画（基本計画）」において、地域危険度が高く、かつ、震災時の甚大な被害が想定される地域として選定した「整備地域」の中から、基盤整備事業などを重点化して展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域として指定されている地域。

### ◆主要幹線道路

主として、主要な市街地の骨格を構成し、かつ都市間交通や通過交通など、運行距離が比較的長い交通の効率的な処理を目的とする道路。都内及び1都3県などの骨格的な道路網として位置づけられる比較的規格の高い道路。

### ◆主要区画道路

区画道路よりも若干幅員が広く、区画道路からの交通を集約して幹線道路、補助幹線道路に連絡し、地域内の集散交通を円滑に処理するための道路。さらに、災害時の消防活動・避難経路などの機能を果たす主要な防災道路としても機能する。

### ◆新北口駅前広場

中野駅付近（中野四丁目地内）において、都市計画道路として都市計画決定されている補助26号線（中野通り）付属広場のこと。計画面積は約15,600㎡。

### ◆新規着工準備箇所

基盤整備事業の着工準備を開始する箇所。着工準備とは、事業着手（用地買収、工事着手）前には、十分な環境面の調査を行うとともに、都市計画決定、環境影響評価、事業手法の確定などの準備作業を行う必要があるため、この準備作業に入るための手続きをいう。本都市計画マスタープランでは、西武新宿線の連続立体交差事業の新規着工準備箇所を示す。

### ◆浸透ます

雨水浸透施設で、側面及び底面に穴があいた集水ますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地面へ浸透させるもの。

### ◆(仮称)すこやか福祉センター

子どもの健やかな成長、高齢者や障害のある人たちが安心して生活できるよう総合的、継続的に支援するための地域の拠点施設。区内に4か所の設置を予定している。

### ◆生活道路

自宅周りで、その地域の居住者が自宅から幹線道路などに出るまでに利用する道路。

ある程度幅員が狭く、交通量が少ないため、道路だけでなく近隣のコミュニケーションの場、オープンスペースとして活用されるなど、生活に密着した道路。本マスタープランでは、区画道路と主要区画道路を合わせた意味で使用している。

#### ◆生産緑地地区

都市計画法にもとづく地域地区の一つであり、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止などに効果があり公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している500㎡以上の土地で区が指定したもので、農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

指定後は原則30年間、所有者は農地としての管理が義務づけられ、建築行為などの利用が制限される。なお、市街化区域内農地は原則として宅地並み課税となるが、生産緑地地区内の農地は農地としての課税となる。

#### ◆整備地域

東京都の策定した「防災都市づくり推進計画（基本計画）」において、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の甚大な被害が想定されることから、防災都市づくりの施策を展開する地域として指定されている地域。

#### ◆セットバック

ある基準の線よりも後退して建物を建てること。

- ①壁面線の指定による、建築物の壁面の位置の後退
- ②建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）の道路中心線から2mの後退
- ③東京都安全条例第2条の角敷地のすみ切り

などがあげられる。

#### ◆センター・コア再生ゾーン

「東京の新しい都市整備ビジョン」及び「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中で、環状メガロポリス構造を実現するために設定されている5つのゾーンの内の一つ。おおむね首都高速中央環状線の内側で、首都を担う東京圏の中心に位置し、わが国の政治・経済・文化の中核としての役割を果たす。

ゾーンの戦略として、国際的ビジネスセンター機能の強化、都市を楽しむ都心居住の推進、歴史と文化を生かした都市空間形成などが位置づけられている。

#### ◆総合的な治水対策

都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や洪水到達時間の短時間化に対して、治水上の安全を確保するため、河川や下水道などの治水施設の整備を促進するだけでなく、雨水流出抑制施設の設置などの流域対策を開発計画や土地利用計画などと有機的な連携調整を図ることにより総合的に行う治水対策をいう。

#### ◆ソーシャルミックス

年齢や職業、所得水準などを異にする人々が同じ地域で、ともに交流して暮らせるようなまちづくりをいう。

#### ◆ソフト産業

機器類を用いて行う物事の、情報・理論など無形の部分を扱う産業。コンピューターソフト開発や映像・音楽・マルチメディアなどの各種情報の内容（コンテンツ）を扱う

産業などの総称。

#### ◆SOHO

スモールオフィス・ホームオフィスの略で明確な定義はないが文字通りには事務所の形態を指す。また、自宅や小さな事務所を拠点にパーソナルコンピュータやインターネットなどを使って情報関連ビジネスを展開する新しい働き方ともとらえられている。

## た

#### ◆建物の不燃化

市街地における延焼防止を図るため、建築物の壁、柱、床、はり、屋根又は階段などの主要な構造物について、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能）の高い鉄筋コンクリート造、れんが造などの構造を採用したり、建材に燃えにくい材料などを用いたりすることにより、建築物を燃えにくくすること。

#### ◆多様な都市機能集積

商業、業務から公共・公益サービス施設、文化施設、さらには住宅まで、様々な都市機能が集積し、まちの魅力を高めること。

#### ◆地域地区

都市計画法に定められた建物規制、土地利用誘導の施策の一つ。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。用途及び容積率制限に係るもの（用途地域など）、用途地域と連動して建築物の形態や構造に係る規制を行うもの（高度地区、防火地域など）、地区の個別的な位置づけ、目的に応じた規制を行うもの（生産緑地地区など）に大別できる。

#### ◆地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの濃度が上がることにより、温められた熱の放出が妨げられることが要因と考えられている。その影響として海水面の上昇、異常気象の発生などが挙げられている。

#### ◆地区計画

建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる都市計画法にもとづく制度。

この制度では、地区レベルにおけるまちづくりを行うことを目的として、街区や住区を単位とした規制や誘導の取り決めを行うことにより、道づくり、家づくり、ルールづくり、景観づくりなどのまちづくりを総合的に行うものである。

#### ◆駐車場案内システム

対象区域内に周辺から入ってくる自動車に対して、駐車場の位置、満空情報、一般経路などの駐車場に関する案内情報の提供を行うシステム。また、同様のシステムで、交通管理の見地から交通流の円滑化を図るためのものを駐車場誘導システムという。

#### ◆東京の新しい都市づくりビジョン

「世界をリードする魅力とにぎわいのある国際都市東京の創造」をめざし、東京都が

平成13年10月19日に公表した都市づくりの基本的方針。本ビジョンは、めざすべき都市像を明確にして、その実現のための戦略を明らかにするとともに、都市づくりの新たな仕組みを示している。主な内容として「21世紀にふさわしい都市づくりへの転換」、「環状メガロポリス構造の構築」、「東京がめざす都市像」、「政策誘導型都市づくりの積極的な展開」、「都市づくりを変革する新たな仕組み」、「都市づくりビジョンの実現に向けて」を定めている。

#### ◆透水性舗装

雨水を舗装面を通して直接地中に浸透させる舗装工法で、雨水の流出抑制だけでなく、地下水のかん養、街路樹の保護育成、雨天時の歩行性の向上などに効果がある。

#### ◆特別用途地区

都市計画法にもとづく地域地区の一つで、用途地域による用途規制を補完し、地域の実情に即した特別な目的のための土地利用の増進、環境の保護などを図るために定めることができる。建築物の建築制限については、地方公共団体の条例として別に定める。

#### ◆都市型住宅

都市内部で、経済性や住環境などの問題を克服するために、連棟式のテラスハウスや重層式のアパート・マンションなどのように協調化・共同化することによって都市居住に適合させるように建設される住宅を総称している。

#### ◆都市型水害

市街化の進展や道路のアスファルト化により水が浸透する土地が減少している今日、集中豪雨などにより大量の雨水にみまわれると、河川の流下能力を上回る大量の雨水が短時間に河川へ流入し、水害を招くことが多い。このように、都市化にともなう不浸透域の拡大、下水道や河川の整備の遅れを主因とする形態の水害。

#### ◆都市基盤施設

一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設など、都市における生活・産業の基盤となる施設を言い、広義には学校、病院、公園などの公共施設も含む。

#### ◆都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成12年度の都市計画法改正（法第6条の2）により創設された、すべての都市計画区域を対象とした都市計画の基本的方針（通称：都市計画区域マスタープラン）。都市の発展の動向、都市計画区域における人口及び産業の現状及び将来の見通しなどを勘案して、当該都市計画区域を一体の都市としてどのように総合的に整備し、開発し、保全するかを定めるもので、具体的には、以下のような内容を定める。

①都市計画の目標

②区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針

③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

中野区は都区部を対象とする「東京都市計画区域」に属し、東京都が「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めている。

### ◆都市計画提案制度

平成14年における都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定で創設された制度。住民などの自主的なまちづくりの推進や、都市再生緊急整備地域内における民間などによる都市再生の推進を図るため、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者などが一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度で、提案をする場合には以下の条件を満たす必要がある。

- ・0.5ヘクタール以上の一体的な一団の土地であること。
- ・都市計画に関する法令上の基準などに適合していること。
- ・提案区域内の土地の所有者等の3分の2以上の同意（人数と面積）があること。

### ◆都市計画道路

都市計画法にもとづいて都市計画において定められた計画道路。都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力のある快適な都市形成に寄与し、併せて防災強化の役割を果たし、下水道、地下鉄、自動車専用道路などの収容を図るなど、多面的な機能を有する都市の骨格をなす施設。

### ◆都市施設

道路、公園、上下水道、河川など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

### ◆土地区画整理事業

土地区画整理法にもとづき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

## な

### ◆内水氾濫

豪雨などにより、雨水を河川に排水しきれずに地面に溜まったり、排水用の水路や側溝などから溢れ出したりすることにより発生する洪水。河川そのものの水位が上昇し、堤防が切れたり溢れたりして生ずる洪水（外水氾濫）と区別している。

### ◆中野区基本構想

中野区が区民の信託にもとづき行政をすすめる上で最も基本的な区政運営の基本となるもの。地方自治法第2条第4項の定めにもとづき、区市町村がその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める必要があるものです。最新の中野区基本構想は、平成17年3月25日に議会の議決を経て制定されています。

### ◆中野区住宅マスタープラン

「中野区における住宅まちづくりの基本に関する条例」にもとづき、住宅まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成21年3月に「第3次中野区住宅マスタープラン」が策定されている。平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として以下のことを定めている。

- ・基本理念
- ・住宅施策の基本目標と施策展開の体系

- ・施策展開の方向
- ・住宅供給・居住水準目標

#### ◆中野区みどりの基本計画

都市緑地法にもとづく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。「中野区基本構想」に即し、「中野区都市計画マスタープラン」に適合し、「中野区環境基本計画」と調和が保たれることが求められる。

#### ◆中野区環境基本計画

中野区環境基本条例にもとづく環境の保全を総合的に推進するための基本計画であり、「新しい中野をつくる10か年計画」の「地球温暖化防止戦略」の掲げる課題を具体的に解決するための計画。地球温暖化防止戦略をさらに発展させ、区民・事業者・区が共有する明確な目標に向かって取り組むため、平成20年5月に改定されている。

## は

#### ◆バリアフリー

高齢者、障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。段差などの物理的バリアの除去だけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリア、情報面のバリアなどすべてのバリアを除去する広い意味で用いられることもある。

#### ◆バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。高齢者、障がい者などの円滑な移動及び建物などの施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、大臣による基本方針並びに旅客施設、建物の構造及び設備の基準の策定のほか、区市町村が定める重点整備地区において、旅客施設、建物などとこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置を定める。以下の施設について、新設などに際し基準に適合させる義務、既存の施設を基準に適合させる努力義務が定められている。

- ・旅客施設及び車両など
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路など）
- ・特別特定建築物（不特定多数又は主として高齢者、障がい者などが利用する建物）

#### ◆PCDAサイクル

計画を立て（PLAN）、実行し（DO）、その評価（CHECK）に基づいて改善（ACTION）を行うという工程を継続的に繰り返すしくみのこと。中野区では区政運営において、施策や事業を点検・評価し見直すことを通じて、より良い内容に結びつけ、目標の達成をめざす取り組みを推進している。

#### ◆ヒートアイランド現象

地面がアスファルトやコンクリートなどで被覆され、樹木が少なく、高密度に建物が建ち並ぶ都市部において、アスファルト舗装やビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも気温が数度高くなる現象。等温線を

描くと都市部が島の形に似ることから、ヒートアイランド現象と呼ばれる。

#### ◆壁面緑化

建物の壁面やバルコニーにフラワーポットを設置したり、壁に蔦を這わせたりして、壁面を緑化すること。建物の断熱性や景観の向上、雨水の保水力の増大などの効果があり、緑地が少ない都市部において緑化を推進することができる。

#### ◆ペDESTリアンデッキ

高架などによって車道から立体的に分離された、歩行者専用の通路、広場。主に駅とそのまわりの商業施設をつなぐ、あるいはオフィス街において複数のビルを連続的につなぐなどの目的で設置される。特に、駅前などの土地利用が高密度な地区において、土地を立体的に利用することで良好な歩行者空間（通路、広場）を創出することができる。

#### ◆防災街区整備地区計画

密集市街地内の防災街区として一体的かつ総合的に整備する必要がある区域について、道路・公園などの公共施設の整備とその周辺の建物の耐火構造化を促進し、密集市街地の一体的な整備を誘導することにより、地区レベルの延焼防止と避難のための機能を確保を図ることを目的とする「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」にもとづく、都市計画法の地区計画の一種。

#### ◆防災基盤施設

市街地内において、火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯（広幅員の幹線道路及び沿道建物の不燃化）、避難路（幹線道路など）、避難地（学校、公園などのオープンスペースなど）、消火施設（防火水槽など）、災害復旧活動のための施設（食糧備蓄倉庫・資機材倉庫、ヘリポートに活用できる防災公園など）など、都市の防災性を高める基盤施設の総称。

#### ◆防災拠点

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援・救護などの災害応急活動の拠点となる施設・空間のこと。災害対策の指揮と実行、救援・救助、応急復旧活動、災害情報の発信・収集、負傷者・避難者の受け入れなど、様々な役割、機能が求められる。

#### ◆防災公園

都市の防災構造を強化するため、災害時の緊急避難・一時的避難生活の場、救援活動・復旧活動の拠点、火災の延焼の遅延または防止のために整備される都市公園および緩衝緑地。通常の公園施設に加え、必要に応じて災害対策施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、延焼防止のための散水施設など）を備える。

#### ◆防災生活圏

大震災時の市街地大火から区民の生命と財産を守るため、延焼遮断帯の整備とこれらによって囲まれた圏域内のまちづくりによって、「火を出さない、火をもらわない」ブロック（＝防災生活圏）を形成するもので、安心して住める「逃げないですむまち」づくりをめざすもの。

#### ◆防災都市づくり推進計画

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、地震に強い都市づくりの一層の推進を図るため、東京都が策定した計画。平成15年9月に基本計画、平成16年3月に整備プログラムが策定

されている。

#### ◆保護樹木・保護樹林

中野区では「中野区みどりの保護と育成に関する条例」にもとづいて、地域のみどり緑を保全するために、所有者の同意を得て、一定の基準を満たす樹木・樹林をそれぞれ保護樹木・保護樹林として指定している。指定の基準は以下のようになっている。

- ・保護樹木：地上1.5メートルのところの幹回りが120センチ以上あること
- ・保護樹林：面積300平方メートル以上の樹木集団（樹林）

#### ◆補助幹線道路

道路網において幹線道路を補う道路で、幹線道路と区画道路などを連絡し、近隣住区（概ね小学校区ぐらいの範囲）内交通の集散を受け待つ道路。また、近隣住区内では、住区の骨格を形成する生活幹線道路の役割を果たす。

## ま

#### ◆緑のカーテン

ツルが何かに巻き付いて伸びる種類の植物（ツル性植物）で、壁や窓をカーテンのように覆うこと。夏季における太陽光の遮断と断熱、および植物葉面からの蒸散による気化熱を利用して、建物の温度上昇を抑えることを主な目的とするが、さらに遮光や目隠し、景観の改善、酸性雨や紫外線がもたらす外壁の劣化予防などの効果がある。

## や

#### ◆ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍・年齢・性別の違いや、障害・能力の如何を問わずに、だれでも利用することができるように施設・製品・情報・サービスなどを設計（デザイン）すること。1980年代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって、以下の7つの原則が提唱されている。

- ・だれでも使えて手にいれることができる（公平性）
- ・柔軟に使用できる（自由度）
- ・使い方が簡単にわかる（単純性）
- ・使う人に必要な情報が簡単に伝わる（わかりやすさ）
- ・間違えても重大な結果にならない（安全性）
- ・少ない力で効率的に、楽に使える（省体力）
- ・使うときに適当な広さがある（スペースの確保）

#### ◆用途地域

将来にわたる望ましいまちづくりのため、都市計画法にもとづき、建物の用途と形態などを規制する目的で定められる。これには①第一種低層住居専用地域、②第二種低層住居専用地域、③第一種中高層住居専用地域、④第二種中高層住居専用地域、⑤第一種住居地域、⑥第二種住居地域、⑦準住居地域、⑧近隣商業地域、⑨商業地域、⑩準工業地域、⑪工業地域、⑫工業専用地域の種類がある。中野区では、第二種低層住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び工業専用地域は定めていない。



## 5

## ◆ライフステージ

世帯の形成や成長の諸段階などで示される、人の一生の段階のこと。具体的には、独身者や夫婦2人世帯の段階では、居住面積や住環境の落ち着きよりも、繁華街や職場に近いことを重視して住居を選択するが多いが、子育ての段階では、居住面積や住環境の落ち着きをより重視するが多いというように、その人間の年齢や生活状況によって、たとえば住宅などに対する要求が違ってくる。

## ◆ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

## ◆ランドマーク

都市や地域の目印となるものや特徴づける象徴的な景観要素。

## ◆連続立体交差事業

踏切が連続している鉄道の一定区間を、高架化または地下化することにより、多数の踏切除去と道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現する事業。本事業により「開かずの踏切」による踏切渋滞の大幅な解消、鉄道による市街地分断の解消、踏切事故の解消などが図られる。

作成にあたって、以下の文献やホームページなどを参考にしました。

「東京都都市計画用語集'99」（東京都都市計画局地域計画部都市計画課編集）、

「都市計画用語事典」（ぎょうせい）、「現代都市計画事典」（彰国社）、

国土交通省・総務省・東京都・中野区ホームページなど